

次のように一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

平成30年3月20日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県危機管理部原子力安全対策課

電話番号 054-221-3735

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第1号

(2) 業務名

平成30年度静岡県原子力発電所緊急時連絡網整備機器保守点検業務委託

(3) 業務場所

静岡県庁他

(4) 業務概要

原子力発電所の緊急時に備え、静岡県庁等に設置している電話及びファクシミリ等通信機器の機能を保持するための保守点検業務

(5) 業務期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ、借受若しくは役務提供又は売払いに係る競争入札参加資格において、「電子計算機」又は「通信用機械器具」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (3) 過去10年間（平成20年度以降）に、当該業務と同種の業務を請負った実績（能力）を有する者であること。（同種の業務とは、「テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX及び周辺機器の保守点検業務及び監視業務」をいう。）
- (4) 静岡県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第

2条第2号に該当する団体

- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。ウ及びオからキまでにおいて同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用している者

5 入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

平成30年3月20日（火）から平成30年3月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、最終日は午前9時まで）とする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

平成30年3月20日（火）から平成30年3月26日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、最終日は午前9時まで）とする。

(2) 提出書類

申請書及び競争入札参加資格審査結果通知書の写し、4(3)に掲げる事項を確認できる書類

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

平成30年3月26日（月）午前9時30分

(2) 入札の場所

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁別館7階第一会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- (4) 入札保証金及び契約保証金
免除

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札に関する条件等に違反した者のした入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 照会窓口は、静岡県危機管理部原子力安全対策課（電話番号054-221-3735）とする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) 詳細は入札説明書による。